

障害者虐待(※)が発生した場合の対応フロー図

※別紙: 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲(法別・年齢別)

資料第11号

令和5年4月

- ★障害者虐待の相談・通報・届出は障害福祉課及び虐待防止センター(心身障害者福祉センター)で受け、**各所共通して下記①～③の対応をする。**
- ★受付後、『養護者による障害者虐待』はサービス担当(または保健所)と虐待防止センターで対応する。
『施設従事者及び利用者による障害者虐待』は虐待防止センターで対応する。

虐待を受けた障害者 及び 虐待を受けたと思われる障害者を発見した者

相談・通報・受付

障害福祉課 及び 虐待防止センター で受付

① 内容の聴き取り

*「虐待相談・通報受付票」(様式1)の内容を可能な範囲で聴き取る。

豊島区民、または、豊島区で受給決定をしていることを確認。該当しない場合は、聴き取りしうえて、居住地(受給証発行自治体)の障害者虐待担当者へ情報を伝え引き継ぐ旨をご案内する。

② 情報の整理と帳票の作成

*聴き取った内容と、MCWELなどによる周辺情報をもとに帳票を作成する。

【養護者虐待】

「虐待相談・通報受付票」(様式1-1)
「虐待リスクアセスメントシート」(様式3-1)

【施設従事者 及び 利用者虐待】

「虐待相談・通報受付票」(様式1-2)
「虐待リスクアセスメントシート」(様式3-2)

③ 報告及び情報の共有

*②で作成した帳票を、サービス担当、係長、両課長、及び虐待防止センターでメール(パスワード必須)等により情報共有する。

ケース対応

【養護者虐待】

サービス担当(または保健所)が対応する。
(虐待防止センターが調整及びバックアップ)

【施設従事者 及び 利用者虐待】

虐待防止センターが対応する。
(サービス担当に施設調査等の協力依頼)

*対応経過は「虐待対応経過記録簿」(様式2)等に記載し、後日情報共有する。

虐待防止センター

虐待ケース会議の運営やケースの進捗管理など

コアメンバー会議(初動対応の決定): サービス担当、係長、課長、虐待防止センターによる協議(電話も含む)

*緊急性の判断、情報収集、関係機関連絡調整、事実確認・訪問調査(安否確認)など

- ★早急に事実確認!(高齢者虐待の場合、初回相談から48時間を目安に行うものとされている。)
- ★緊急性がある場合(緊急保護や立入調査など)は、別途臨機応変に対応する。

虐待対応ケース会議(毎月1回): サービス担当・係長・課長・虐待防止センター・弁護士・その他関係者

*事実確認内容の精査、虐待の事実の有無、援助方針の検討・モニタリング時期または終結の決定など

個別ケア会議 (サービス担当、計画相談事業所、関係機関)

*各関係事業者による具体的な支援の実施

虐待対応ケース会議へ

モニタリング・評価